

# 身体的拘束等の適正化のための指針

医療法人・社会福祉法人 賛幸会

改訂 平成 30 年 6 月 25 日

改訂 令和 3 年 3 月 22 日

## 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

老後の生活と介護を社会全体で支え、幸せで豊かな老後を送る目的で平成12年4月介護保険が導入された。これに伴い高齢者の生活の質を見直す運動の一環として、厚生省令により身体的拘束が禁止され、現在全国の病院、老人保健施設、老人福祉施設等の施設において、拘束をゼロにする運動がなされている。

医療法人・社会福祉法人 賛幸会（以下、当法人という。）はすべての入所者、施設利用者の生活の質の向上を図る為、法人憲章（はまゆう憲章）に「拘束ゼロ」を掲げ、拘束のない生活が送れるよう努力を行う。

### <<はまゆう憲章>>

「はまゆう」は、「もうひとつの我が家」です。全ての職員は、ご利用者が「老いることを誇りとし、生きる喜びを感じ、生きる意欲がふくらむ生活」をおくることができるよう支援させていただきます。

全ての入所者、施設利用者は、

1. 人間としての尊厳をもって生活する権利があります
2. 質の高い清潔な療養生活を受ける権利を持ちます
3. プライバシーを保障されます
4. 心ゆたかな楽しい生活を送る権利を持ちます
5. 安全な生活環境を保障されます
6. 拘束ゼロ宣言のもと、拘束のないケアを受ける権利を持ちます
7. 寝たきりゼロ宣言のもと、寝たきりゼロをめざしたケアを受ける権利を持ちます

#### (1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

#### (2) 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止対象となる行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。具体的には次のような行為である。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を着せる。

- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等縛る。
  - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
  - ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- (3) 身体的拘束廃止に関する基本方針
- 当法人においては、原則として、利用者に対する身体的拘束及びその他の行動制限を禁止する。
- (4) 緊急やむを得ない場合の例外三原則
- 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・傷害を理解した上で、身体的拘束を行わない介護の提供が原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。
- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
  - ② 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと
  - ③ 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 2. 身体的拘束適正化検討委員会等の組織に関する事項

- (1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置
- 当法人では、身体的拘束等の適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置する。
- (2) 設置目的
- ① 施設内での身体的拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
  - ② 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
  - ③ 身体的拘束を実施した場合の解除の検討
  - ④ 身体的拘束等適正化に関する職員全体への指導
  - ⑤ 身体的拘束等の事例の集計・分析を行う
  - ⑥ 身体的拘束等の事例の適正性と適正化策の検討
  - ⑦ 身体的拘束等の分析結果の周知・徹底
  - ⑧ 適正化策実施後の効果の評価
  - ⑨ 身体的拘束に関する指針及びマニュアルの見直し
- (3) 身体的拘束適正化検討委員会の構成員
- 当法人の部長級以上の役職者を構成員とする。
- (4) 各職種の主な役割
- 施設長：身体拘束適正化委員会の総括管理、ケア現場の諸課題の総括責任
- 医師：医療行為への対応、看護職員との連携
- 事務長：渉外の総括管理、必要物品の調達・管理
- 看護職員：医師との連携、利用者の状態観察、記録の整備
- 介護職員：適正なケアの実施、利用者の状態観察
- 生活相談員・介護支援専門員：医療機関・家族との連絡調整、家族の意向確認
- リハビリテーション専門職：機能訓練の実施、身体機能・生活動作能力の評価
- (5) 身体的拘束適正化検討委員会の開催
- 定期開催（3月に1回以上）する。ただし、必要時には随時開催する。

### 3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に関わる従業員に対して、身体的拘束の適正化と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を実施する。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体的拘束適正化のための研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施
- (4) 具体的な研修内容：身体的拘束ゼロマニュアルを基礎資料とする
  - ① 身体的拘束となる具体的な行為 11項目と例外3原則
  - ② 身体的弊害・精神的弊害・社会的弊害・拘束による事故の発生
  - ③ 身体的拘束による悪循環等に関して

### 4. 身体的拘束等の報告方法に関する基本事項

身体的拘束が行われる場合には、事前に必要性について委員会に報告する。

また、実際に身体的拘束が行われる場合には、様式1・2・3を用いて速やかに委員会に報告するものとする。

身体的拘束が継続される場合には、適時様式2を用いて経過報告を行う事。

身体的拘束に類する行為を確認した場合には、別紙様式3を用いて委員会に報告する。

### 5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

<手順>

身体的拘束事態の発生⇒委員会の開催（カンファレンスの開催）⇒身体的拘束の実施決定⇒利用者・家族への説明と同意⇒拘束開始⇒再検討⇒継続・解除の決定  
（解除となるまで随時再検討を行うものとする）

#### (1) カンファレンスの開催

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の侵害や拘束しない場合のリスクについて検討し、身体的拘束を行う事を選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の例外3原則のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認を行う。

要件を検討・確認したうえで、身体的拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人家族に対する説明書（様式1）を作成する。また廃止に向けた取り組み改善検討会を早急に行ない、実施に努める。

#### (2) 利用者本人・家族に対しての説明と同意（様式1）

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体的拘束の同意期限を超え、尚拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行なっている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

#### (3) 記録と再検討（様式2）

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様

子・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性が無くなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。その場合には利用者・家族に報告する。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針について、利用開始の際に利用者・家族に基本方針等を説明するものとする。また、本指針を各ステーション・事務室に書面で保管し、利用者・家族から閲覧の申出があった場合には、速やかに提出できるよう取り扱うものとする。

## 7. その他、身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

<身体的拘束適正化のための5つの方針>

- (1) トップが決意し、施設が一丸となって取り組む
  - (2) みんなで議論し、共通の意識を持つ
  - (3) まず、身体的拘束を必要としない状態の実現を目指す
  - (4) 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する
  - (5) 常に代替的な方法を考え、身体的拘束をするケースはきわめて限定的に
- 介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体的拘束が認められているが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について身体的拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要である。

適用年月日

本指針は、平成27年1月から適用する

平成30年6月25日から適用する

令和3年3月22日から適用する